



金 沢 市 公 報

第 3 0 0 4 号 の 2

令和2年(2020年)5月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱 (子育て支援課)	4
●規 則		○金沢市ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱 (")	7
○金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1		
●告 示			
○金沢市特別定額給付金の給付に関する要綱 (市民協働推進課)	1		

規 則

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第47号

金沢市財務規則及び金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

(金沢市財務規則の一部改正)

第1条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第70条に次の1号を加える。

(19) 特別定額給付金

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第2条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1支出アの表中

法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。

医療費、介護保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費並びに施設の共益費及び人件費に係るものは、所管局長専決とし、合議を要しない。

を

法令等に基づく負担金、交付金及び公営企業特別会計に対するものは、4,000万円を超えるものにあっても、総務局長専決とする。

医療費、介護保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費並びに施設の共益費及び人件費に係るもの並びに特別定額給付金は、所管局長専決とし、合議を要しない。

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●金沢市告示第169号

金沢市特別定額給付金の給付に関する要綱を次のように定める。

令和2年5月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

金沢市特別定額給付金の給付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別定額給付金の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「特別定額給付金」とは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、本市が市民に対して給付する給付金をいう。

(特別定額給付金の給付対象者)

第3条 特別定額給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において特別定額給付金に類する給付金で市長が別に定めるものが給付される者を除く。）とする。

- (1) 令和2年4月27日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（転出の予定年月日（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第24条に規定する転出の予定年月日をいう。）が基準日の翌日以後となっている転出届（同条の規定による届出をいう。）を本市に行った者で、転入をした年月日（住基法第22条第1項に規定する転入をした年月日をいう。）が基準日以前である転入届（同項の規定による届出をいう。）をいずれかの市町村に行ったものを含む。）
- (2) 基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの
- (3) 基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるもの
- (4) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住基法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもの及び基準日以前に出生した戸籍を有しない者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、住民基本台帳に記録されている者に準ずるものとして市長が認めるものを含む。次号及び第6号において同じ。）であり、かつ、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者をいう。以下この号において同じ。）及び児童以外の者（児童以外で、基準日において原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。）をいう。以下同じ。）をいう。）であって、その入所等をしている施設等が本市に所在しているもの

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、委託をされているものに限る。）

イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下このイにおいて「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下このイにおいて「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下このイにおいて「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業実施要綱により、入所又は入院をしているものに限る。）

- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下このウにおいて「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設若しくは日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託をされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業実施要綱により、入居しているものに限る。）
- カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（売春防止法に規定する婦人相談所に設ける一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族等の当該入所者が属する世帯の者が加害者であつて、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であつて、基準日において本市にその住民票を移しておらず、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たもの
- ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が出されていること。
- イ 売春防止法に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センター等が発行した確認書を含む。親族からの暴力を理由に婦人相談所に設ける一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。
- ウ 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。
- (6) 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、本市にその住民票を移しておらず、次のア又はイのいずれかに該当する者であつて、その入所又は入居（以下この号において「入所等」という。）をしている施設等が本市に所在しているもの
- ア 障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- イ 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(特別定額給付金の申請・受給者)

第4条 特別定額給付金の給付を申請し、及びこれを受給することができる者（以下「給付申請・受給者」という。）は、給付対象者の属する世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となつた者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者））とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める者とする。

(特別定額給付金の給付額)

第5条 特別定額給付金の給付額は、給付対象者1人につき100,000円とする。

(申請及び給付の方式)

第6条 特別定額給付金の給付は、給付申請・受給者の申請により行うものとする。

- 2 給付申請・受給者による申請及び特別定額給付金の給付は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める方式により行うものとする。
 - (1) 郵送申請方式（給付申請・受給者が市長が別に定める申請書を郵送により市長に提出することにより、当該給付申請・受給者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。以下同じ。）
 - (2) オンライン申請方式（マイナンバーカードを持っている給付申請・受給者が、マイナポータル（政府が運営するオンラインサービスをいう。）上の特別定額給付金の申請画面から必要な情報を入力し、電子申請を行うことにより、当該給付申請・受給者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。以下同じ。）
- 3 給付申請・受給者は、郵送申請方式による特別定額給付金の給付の申請に当たっては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳等の写し等の本人確認書類（以下「本人確認書類」という。）を提出するものとする。

(代理による申請)

第7条 代理人（特別定額給付金の給付の申請又は受給を代理する者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 基準日において、給付申請・受給者の属する世帯の世帯構成者
 - (2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人等をいう。）
 - (3) 親族その他の平素から給付申請・受給者本人の日常生活の支援等をしている者で市長が特に認めるもの
- 2 代理人は、特別定額給付金の給付の申請をしようとするときは、申請書に加え、委任状を提出するものとする。ただし、当該申請書の委任欄への記載をもって委任状の提出に代えることができる。
 - 3 市長は、代理人による特別定額給付金の給付の申請について、本人確認書類の提出を求めること等により、当該代理人が当該代理人本人であること及び代理人となる資格を有することを確認しなければならない。

(申請受付開始日及び申請期限)

第8条 特別定額給付金の給付の申請に係る受付を開始する日は、オンライン申請方式にあつては令和2年5月1日から、郵送申請方式にあつては市長が別に定める日からとする。

- 2 特別定額給付金の給付の申請の期限は、郵送申請方式の受付を開始する日から3か月を経過した日とする。

(給付決定及び給付)

第9条 市長は、第6条の規定による特別定額給付金の給付の申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、特別定額給付金の給付を決定し、当該給付申請・受給者（その代理人を含む。）に対し、特別定額給付金を給付する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 第8条第2項の期限までに、特別定額給付金の給付の申請を行わない者は、特別定額給付金の受給を辞退したものとみなす。

- 2 市長が前条の規定により特別定額給付金の給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、給付申請・受給者の責めに帰すべき事由により特別定額給付金の給付ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(特別定額給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により特別定額給付金の給付を受けた者に対し、給付を行った特別定額給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 特別定額給付金の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第170号

金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和2年5月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯に対する臨時特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時特別給付金 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時かつ特別の措置として本市が支給する令和2年度の給付金をいう。
- (2) 支給対象者 臨時特別給付金の支給の対象となる者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、公務員支給対象者以外の者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 臨時特別給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和2年4月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。以下同じ。）
 - (2) 前号に規定する者のほか、令和2年3月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）又は中学校修了前の施設入所等児童（同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者
- 2 前項の規定にかかわらず、臨時特別給付金は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に定める者に対して支給する。ただし、既に同項の規定による支給対象者に対して臨時特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

<p>(1) 令和2年3月31日（同月分の児童手当の支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童については、同年2月29日。以下「基準日」という。）後に児童手当の受給者等が死亡した場合（この項の規定により臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>当該児童手当の受給者等が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者として適当と認められる者</p>
<p>(2) 基準日後臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを本市が把握した場合</p>	<p>当該中学校就学前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親又は当該中学校就学前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>(3) 基準日後臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に、児童手当の受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていない当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が本市に到達した場合</p>	<p>当該児童手当の受給者等の配偶者</p>

(対象児童)

第4条 対象児童は、支給対象者に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、又は死亡したことにより、同年4月1日時点において支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。）とする。

（支給額）

第5条 臨時特別給付金の支給額は、対象児童1人につき10,000円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第6条 市長は、一般支給対象者に対し、臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第7条 一般支給対象者に対する臨時特別給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、監護する児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、臨時特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

(1) 児童手当口座振込方式（令和2年3月31日時点において本市が把握する児童手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）

(2) 指定口座振込方式（前条第3項の規定による支給決定前に一般支給対象者が前号の指定口座の変更の届出をした場合において、本市が当該届出のあった口座に振り込む方式をいう。）

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第8条 公務員支給対象者に対する臨時特別給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める。

2 公務員支給対象者に対する臨時特別給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた日のうち最も早い日から起算して6か月を経過する日とする。

（公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第9条 臨時特別給付金の支給を受けようとする公務員支給対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書（以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び臨時特別給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。

(1) 郵送申請方式（申請者が申請書を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

3 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

（代理による申請）

第10条 代理人（前条の規定による臨時特別給付金の支給の申請を代理する者をいう。）は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

（公務員支給対象者に対する支給の決定及び支給）

第11条 市長は、第9条の規定による臨時特別給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、臨時特別給付金の支給を決定し、当該公務員支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

（臨時特別給付金の支給に関する周知）

第12条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の臨時特別給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 第8条第2項の期限までに臨時特別給付金の申請を行わない公務員支給対象者は、臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第3項の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、令和2年3月31日時点において本市

が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座）に臨時特別給付金の支給を行うを行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により同年12月31日までに口座への振り込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。

- 3 市長が第11条の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により臨時特別給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第14条 市長は、臨時特別給付金の支給を受けた後に当該臨時特別給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第171号

金沢市ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和2年5月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ひとり親世帯に対する臨時特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において「臨時特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、臨時かつ特別の措置として本市が児童扶養手当受給者に対して支給する給付金をいう。

（臨時特別給付金の支給対象者）

第3条 臨時特別給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和2年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）を支給される者（同月分の児童扶養手当について令和3年3月1日までに支給の決定を受けた者に限る。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による支給対象者が死亡した場合（この項の規定により臨時特別給付金を支給される者が、当該者に対して臨時特別給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）には、臨時特別給付金は、令和2年4月1日においてその者の監護等児童（児童扶養手当法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。）であった者に対して支給する。ただし、既に前項の規定による支給対象者に対して臨時特別給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

（支給額）

第4条 臨時特別給付金の支給額は、支給対象者1人につき30,000円とする。

（支給対象者に対する支給の申込み等）

第5条 市長は、支給対象者に対し、臨時特別給付金の支給の申込みを行う。

- 2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、臨時特別給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、臨時特別給付金を支給する。

（支給の方式）

第6条 臨時特別給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、臨時特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式（令和2年4月1日時点において市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 指定口座振込方式（前条第3項の規定による支給決定前に支給対象者が前号の指定口座の変更の届出をした場

合において、本市が当該届出のあった口座に振り込む方式をいう。)

2 市長は、前条第2項の規定による届出の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該届出をした者が本人であることの確認を行うものとする。

(臨時特別給付金の支給に関する周知)

第7条 市長は、支給対象者の要件その他の臨時特別給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(届出が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 市長が第5条第3項の規定により臨時特別給付金の支給の決定を行った後、令和2年4月1日時点において市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座(支給前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座)に臨時特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和3年3月31日までに口座への振り込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、臨時特別給付金の支給を受けた後に当該臨時特別給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

令和2年(2020年)5月1日	印刷	発行人	金 沢 市
令和2年(2020年)5月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄